

協議第22号

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについて提出する。

平成16年3月3日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

使用料・手数料等の取扱いについて(合併協定項目番号:19)

- (1) 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により合併時に統一する。
- (2) 施設使用料については、施設内容及び建設年度が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料は、可能な限り統一する。

平成16年3月3日確認

(使用料・手数料:協議書)

使用料、手数料の取扱いについて

使用料、手数料の取扱いについては、住民生活に密接に関係し、かつ重要なものであるため、町村合併を行う場合には、住民の生活に影響を及ぼさないよう、十分検討し、制度の効率的な運用と円滑な統一について調整することが適当である。

地 方 自 治 法

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(旧慣使用の使用料及び加入金)

第226条 市町村は、第238条の6の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第2項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に

(使用料・手数料：地方自治法)

相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。

(分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て)

第229条 第138条の4第1項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

2前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第14条第1項本文又は第45条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。

4普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

6第4項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第3項の処分については、裁判所に出訴することができない。

(使用料・手数料:地方自治法)

使用料、手数料の取扱いについて
(先進地協議会協議確認事例)

【 南宇和合併協議会 】

手数料(その1)については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する。

平成14年1月24日提出

平成14年2月25日確認

施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り、合併後随時に調整する。

平成14年5月27日提出

平成14年6月27日確認

【 高富町・伊自良村・美山町合併協議会 】

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。

手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。

平成14年4月1日提案

平成14年4月1日承認

【引田町・白鳥町・大内町合併協議会】

(使用料、手数料等の取扱い(その1)について)

手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する

平成12年11月27日提出

平成12年11月27日確認

(使用料・手数料:先進地事例)

【引田町・白鳥町・大内町合併協議会】

(使用料、手数料等の取扱い(その2)について)

- 1 公民館、コミュニティセンター、働く婦人の家の基本使用料については、新町に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。冷暖房使用料については、大会議室(ホール)1時間500円、その他1時間200円とする。
- 2 体育館、野球場等のスポーツ関係施設の使用料については、新町に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。
- 3 白鳥勤労者総合スポーツ施設人工スキー場、温水プール「つばさ」については、新町に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整を図り、学校施設に係る使用料については、1時間300円を基本に調整する。
- 4 福祉施設等の施設の使用料については、新町に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。
- 5 野外活動施設等の施設の使用料については、新町に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。
- 6 人形劇場、駐車場使用料については、大内町の例により引き継ぐ。
- 7 住宅使用料については、新町に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。

平成12年12月20日提出

平成12年12月20日確認